

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

リバウンド防止と社会経済活動の両立期間「11月1日～11月30日」における部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

長期間にわたる緊急事態宣言が解除され、11月1日（月）から11月30日（火）の間「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」として、沖縄県の対処方針が変更されております。

つきましては、同期間中の各学校の部活動については、下記のとおりとします。

なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

- 1 11月1日（月）から11月30日（火）の間の部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意して行うことができる。
※練習や大会参加にあたり、学校長及び部活動顧問は、下記の点に留意ください。
 - ・体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
 - ・ワクチン接種を希望する児童生徒には、集団接種会場等を周知すること。
 - ・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。
- 2 早朝練習の時間も含めて、平日2時間以内、土日祝日は3時間以内の練習とする。（準備・片付け清掃・整備やミーティング等は含まない）
- 3 練習試合や合同練習も上記2を遵守し行うことができる。但し、移動時の感染症対策も十分講ずること。
- 4 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- 5 県内外での合宿・遠征は行わないこと。
- 6 県内・県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
- 7 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
- 8 社会体育施設に関する学校施設の開放について
○活動時間は上記2と同様とする。